

小川富也税理士事務所だより

所得税の確定申告

▼2月16日(木)～3月15日(木)▲

所得税の確定申告とは毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得金額を総決算し、その所得金額についての税金を確定して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続をいいます。

課税される所得の種類は

所得税の確定申告の時期がやつてきました。
平成23年分所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成24年2月16日から同年3月15日までです。
必要書類等のご用意はお早めに――。

所得税の確定申告とは毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得金額を総決算し、その所得金額についての税金を確定して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続をいいます。

課税される所得の種類は

「事業所得」「不動産所得」「利息所得」「配当所得」「給与所得」「雑所得」「譲渡所得」「一時所得」「山林所得」「退職所得」の10種類に分類されます。ここでは、給与所得がある人で確定申告をしなければならない場合についての主なポイントにふれてみました。

「給与所得」がある人

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

① 平成23年中の給与の収入金額が2000万円を超える
② 平成23年中に給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
③ 平成23年中に給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかつた給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
④ 同族会社の役員やその親族などで、平成23年中にその同族会社からの給与のほかに、貸付けの利子、店舗・工場などの賃料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた
⑤ 平成23年中の給与について、災害減免法により源泉徴収額の徴収猶予や還付を受けた
⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている

◆ 年金所得者に係る確定申告制度が創設されました。
◆ 扶養控除等が次の通り改正されました。
 ① 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。
 ② 特定扶養親族(控除額63万円)の範囲が、年齢19歳以上23歳未満(改正前・16歳以上23歳未満)の扶養親族とされました。
 ③ 扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円(改正前・40万円)に引き上げられました。
 ▼ このほかにも、「住宅税制」「寄附金控除」「東日本大震災関連」などの項目についても改正や創設が行われておりますので注意しましょう。

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

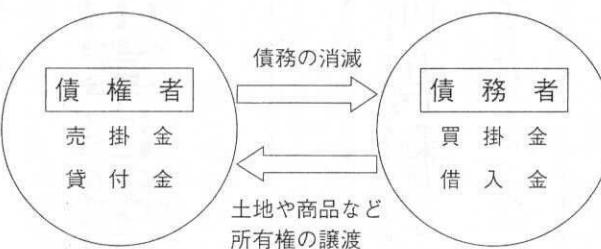


返済に代えて土地などで代物弁済を受けるとき ——適正価格の評価が重要

当社は、A社に対して1000万円の売掛金債権を持っていますが、A社は資金繰りが苦しく、1000万円相当のA社が所有している土地を譲り渡すことで支払いに代えてほしいと頼まれました。当社はこの土地で支払を受けてもいいと考えていますが、代物弁済に応じるときはどんなことに注意すればよいでしょうか。そこで今回は土地や商品などで代物弁済を受ける場合の注意点を考えます。

代物弁済とは、借入金や買掛金が焦げ付いた場合にモノ（土地や商品

■代物弁済の仕組み■



など）の所有権を債務者から債権者に移転することによって、借入金や買掛金などの債務を弁済することです。債務者にもはや返済のための金銭がなく、モノしかないようなときに考えられる債権の最終的な回収方法です。

代物弁済は、債権回収の方法としては必ずしも優れた方法ではありません。有効性についてトラブルになる可能性が少なくない、有効であっても後日否認される可能性がある、換金が容易ではない——などの問題があります。

したがって、他に手段があるときは、そちらを選択するか、あるいは代物弁済を補助的に用いるのが賢明です。しかし緊急の場合には代物弁

済による債権回収もやむを得ないことがあります。

代物弁済を受けるときには、次に注意しなければなりません。

- ①代わりに給付を受けるモノの価格が、債権額よりも小さいものであつても債権は全額が消滅してしまいます。例えば、1000万円の債権を有している債権者が、500万円相当の物品の給付を代物弁済として受けた場合、1000万円全額の債権が消滅してしまい、債務者にそれ以上

請求ができないなります。したがって、もし債権の一部について代物弁済を受けるというのであれば、契約書をきちんと作成して、「債権のうち金500万円部分について代物弁済を受ける」旨を書面上で明らかにしておく必要があります。

②代物弁済において、不相當に高額な物品の給付を受けると、代物弁済行為を無効にされるおそれがあります。例えば、1000万円の債権を有する債権者が、1億円相当の物品の給付を受けた場合、代物弁済行為が「暴利行為」として、無効と評価される場合があります。

また、債権者が他にもいる場合には、このような債権に比べて高額な物品の給付を受けますと、他の債権者を害する行為であるとして、債権者は注意が必要です。

取消権による取り消しを受けることになります。したがって、給付を受けるモノの価格を正確に評価することが重要です。

■所有権移転登記の仮登記を■

不動産で代物弁済を受けるときに、代物弁済は、給付が完了しなければ債権の消滅という効果は生じないので、所有権の移転登記が完了した段階で、債権が消滅することになります。

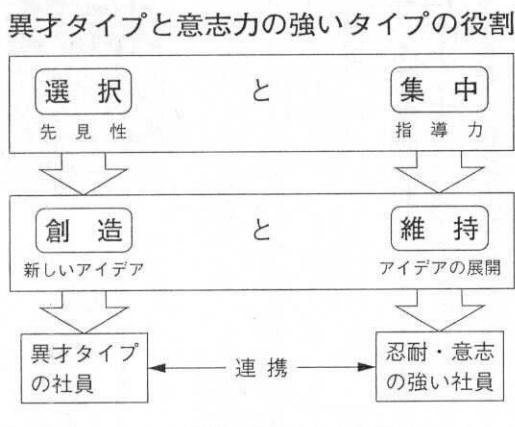
したがって、それまでに登記の名義を第三者に移転されてしまうと、代物弁済を受けることができなくなります。

このような場合に備えて、代物弁済を受ける前に、所有権移転の登記の仮登記を代物弁済の予約名目で行っておけば、第三者に対抗できますので安全です。

給付を受けるモノが債務者の所有であつても、債務者が他社から買った受けた商品であつたりすると、債務者が他社との清算を済ませていないときには、動産売買の先取特権を主張されたりすることがあるので、他社から債務者に対して納入された商品を代物弁済で譲渡を受けるときに



「生意気」排除しない職場を 日常を観察、異才を見極め 優れた能力を生かすために



「ろくな経験もないのに生意気だ」。こうした思いをした経営者も多いと思いますが、生意気な社員の中には、経験や習慣にとらわれず、優れた発想力と好奇心で独自のアイデアを持つ者もいます。生意気な社員を排除せず、彼らのアイデアを事業に生かすには、どうすればよいのでしょうか。

ユニークな製品やサービスを開発するには、突出した独創性などを持つ「異才の人材」の存在が欠かせません。時に彼らは、そのとんがり具

合や独特の物言いなどから組織からは排除されがちです。

■選択と集中」で役割分担■

異才タイプの社員の位置づけは、企業戦略である「選択と集中」で見るとよく分かります。戦略的に選択するものを決め、そこから新事業を創造するには、優れた発想力が不可欠です。一方、選択したものに経営資源を集中し、事業として育て、維持するには忍耐力とリーダーシップが必要です。このため創造と選択には感性の強い異才な社員が担い、集中と維持には意志力の強い社員が担う必要があります。つまり選択と集中を成功させるためには2つの能力の連携が欠かせないのです。

こうした人材の配分を誤ると、事業戦略がうまくいかず、企業は成長できません。それどころか、根拠のない思い込みから顧客ニーズを無視した商品開発に突き進んでしまったり、大事なものをあっさり切り捨てたりするなど、会社に混乱と損害を与える結果となりかねません。

こうした混乱を避けるためには、大前提として鋭い先見性に秀でた社員、意志力に秀でた社員を見出し、育てる必要があります。しかし、これは難しい面があります。特に感性の強い異才タイプは、同質性の強い日本社会にあっては、周囲から「生意気だ」と非難され、昔も今も排除されやすいからです。

異才タイプの社員は、鋭い洞察力を持つことが多く、選択と創造の活動を担うと力を發揮しますが、一方で「どうせ失敗するからやめた方がよい」などと本質を突いた正論を吐きがちです。これには周囲もカチンときて「ろくな経験もないのに生意気言うな」などと、意見を抹殺してしまうことがあります。

また彼らは優れた発想力を持つ一方、少々飽きっぽい面があります。例えば企画が通り、ある程度メドが立つと、できた気になつて興味を失

つたりします。それが周囲にはいい加減に映ることもあります。その結果、組織の中で浮き上がってしまうか、自ら見切りをつけて会社を飛び出してしまうことがあります。

■異才なのか単なる生意気か■

ではこうした異才の人材を生かすにはどうすればよいのでしょうか。何より大事なのは、日頃の働きぶりや会議、報告など日常をよく観察して見極めることです。一見、異才に見えて実は単なる生意気なだけかもしれません。

生意気が鼻についたり、ある時は潛在能力を感じたりと判断が難しいのは事実です。ポイントは自分の考えをしっかりと持っているか、先を読む力をどれだけ持っているかです。とんがつた人材をすぐ問題視するような風土にしない努力が企業には必要です。異才排除の風土は、企業の選択と創造性を鈍らせ、成長力の弱さを招きます。

近年、日本企業の元気のなさはこのあたりにもあると言われています。企業としての挑戦の機会や機運を上げるためにも異才タイプをよく見極め、生かす努力が必要といえま



展示実演用機械の資産区分

機械メーカーなどでは、自社内にショールームを設けて展示や実演を行っているところもあるでしょう。製品パンフレットだけでなく、実際にものを間近に見せることで顧客に分かりやすく説明ができることからも、有効な販売方法の一つといえます。

その際、展示実演用の機械の資産はどういうに取り扱われるのでしょうか。

資産区分の判定

ショールームなどに展示しているだけの機械、車両あるいは器具備品については、顧客の要望に応じて販売するようなものであれば「棚卸資産」に該当します。

また、常時、展示実演用として使用するものであれば「減価償却資産」となります。

このように、それぞれの実情に応じて棚卸資産か減価償却資産かを判断することになります。

棚卸資産

棚卸資産とは、会社が販売のために持っている換価価値のある品物をいいます。

例えば、一般の会社が保有する土地や建物は棚卸資産ではなく固定資産とされますが、不動産会社が保有する販売用の土地や建物は棚卸資産となります。

減価償却資産

一般的に固定資産とは、会社が事業活動を行うため、長期間にわたつて使用又は利用する目的で保有している資産をいいます。固定資産のうち減価償却できるのは、建物のようにその使用又は時の経過によって、価値や効用が減少していく資産に限られています。

つまり、このようなことから、展示実演用の機械については、常時、展示し実演を繰り返していけば、減価償却資産に該当することになります。

このように、それぞれの実情に応じて棚卸資産か減価償却資産かを判断することになります。

2月の税務と労務

一税務

- ★23年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
- ★贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- ★固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
- ★23年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…2月29日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月29日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月29日
- ★6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…2月29日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月29日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…2月29日

一労務

- ★労働災害保険事業開始届
提出期限…2月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…2月29日

「絆」から消費へ

昨年の大震災以降、「絆」の大切さを感じるようになつた人には多いだろう。この言葉は被災地復興のための概念としてだけではなく、日本人が本来持つていなくてはならない美德をもう一度再認識させる美徳をもう一度再認識させる言葉だ。これに「エコ」や「環境保護」などのキーワードを加えると、ビジネスの視点から見れば、消費を促進する方向よりも貢献するのではないか。

「何でも我慢」「ぜいたくは良くない」という発想が浸透する恐れすら感じる。被災者の方を思えば、我慢は大事だが、それだけでは本格的な復興は進まないだろう。▼日本は今後、少子高齢化の影響で、かつての高度成長期のような量の拡大は望めない。消費の量が増えなければ、

消費の質で伸ばす必要がある。良い意味でのぜいたくは、日本を活性化させ、被災地の復興に貢献する方向に向かう可能性